



介護保険負担限度額認定証 更新のお知らせ

介護保険施設に入所（入院）または短期入所介護サービスを受けるにあたり、負担限度額認定申請を行うことで、居住費（滞在費）と食費の負担額を、所得の状況に応じて減額します。

現在交付されている負担限度額認定証の有効期限は7月31日までです。8月1日以降も引き続き減額を受ける場合は、申請が必要です。

●対象 次のすべての要件を満たす方

- ・本人と世帯全員が住民税非課税である
- ・配偶者が市民税非課税である（世帯を分離している場合も含む）
- ・負担段階に応じた資産の合計金額が下記の基準額である

●申し込み 申請書と添付書類を高齢福祉課へ提出または郵送してください。

【申請に必要なもの】

- ・介護保険負担限度額認定申請書
 - ・同意書（申請書裏面）
 - ・印鑑
 - ・預貯金（普通・定期）の通帳、有価証券等のコピー
 - ①銀行名・口座番号・名義人等が記載してあるページ
 - ②提出日からさかのぼって2カ月分の記載ページ
- ※必ず記帳してからコピーしてください。
※本人と配偶者名義の全ての通帳について、残高の多少に関わらず、コピーが必要です。

☎保健福祉部 高齢福祉課 ☎82-1115

負担段階	対象者		
	所得要件	預貯金等額	
		単身の場合	夫婦の場合
第1段階	生活保護受給者	1,000万円以下	2,000万円以下
第2段階	世帯全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市民税非課税	高齢福祉年金受給者	650万円以下
		本人年金収入額+合計所得金額が80万円以下	1,650万円以下
第3段階①	本人年金収入額+合計所得金額が80万円超120万円以下	550万円以下	1,550万円以下
第3段階②	本人年金収入額+合計所得金額が120万円超	500万円以下	1,500万円以下

市営住宅入居者募集

●入居者資格

- ①同居、または同居しようとする親族があること
- ②世帯の所得が基準額を超えないこと
- ③現在、住宅に困窮していること
- ④市税を滞納していないこと
- ⑤暴力団員でないこと

●申込方法

7月14日（金）～31日（月）までに建設部都市計画課または各行政局産業建設係に備え付けの申込書に必要な書類を添えて、申し込みください。必要書類や所得基準などは、お問い合わせください。

●抽選会

同一の市営住宅に対して複数の申し込みがあった場合は抽選会を開催します。船引地域の抽選会は、市役所で8月15日（火）に一般公開で開催予定です。詳細は申し込みされた方へ通知します。

船引地域以外で抽選となった場合、抽選会の日程などは各行政局から申し込みをされた方へ通知します。

※その他、随時申込み受付可能な団地もあります。詳しくは、お問い合わせください。

☎・申建設部 都市計画課 ☎82-1114 各行政局 産業建設係

▼入居者募集中の団地 ※家賃は所得に応じて金額が変わります。

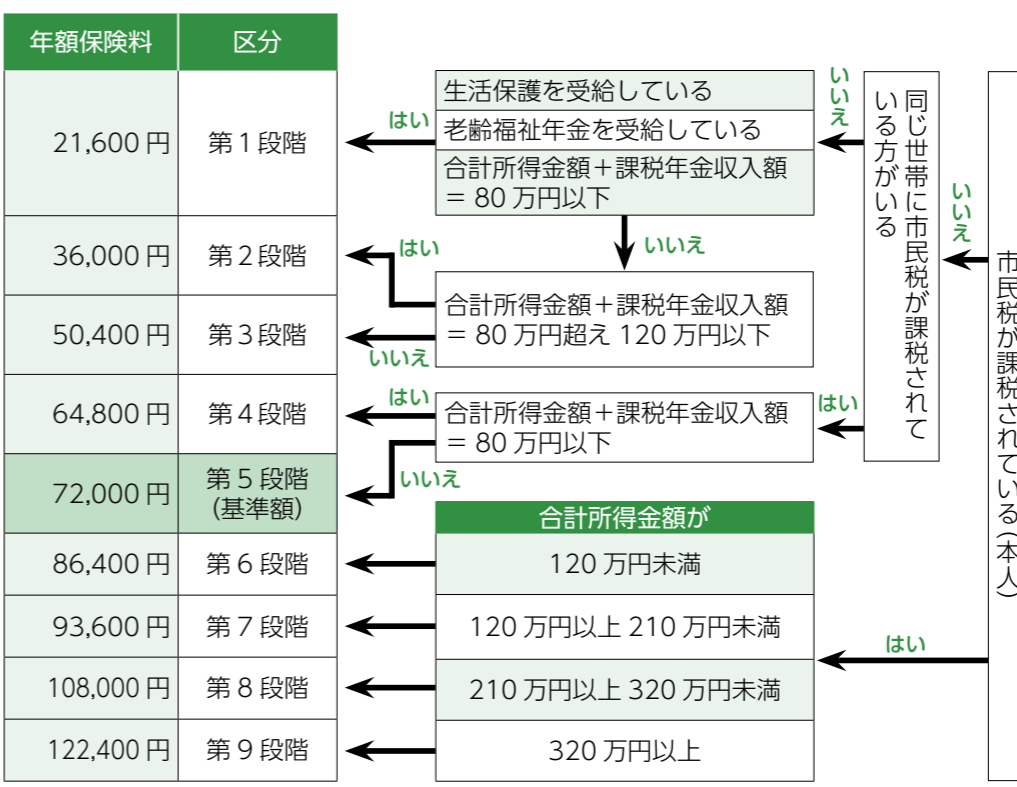
地域	団地名	部屋番号	建築年	間取	家賃	駐車場
都路	古道団地	9号（3階）	昭和59年	3K	13,200円～48,800円	有
常葉	本坊団地	6号（3階）	昭和57年	3DK	13,900円～48,100円	有
船引	下川原団地	20号	昭和47年	3K	11,300円～15,600円	有
船引	下里団地1棟	22号（3階）	昭和52年	3DK	12,000円～32,600円	有

65歳以上の方へ

介護保険料の納付を お忘れなく！

あなたの介護保険料は？

保険料は市民税の課税状況や所得金額によって9段階に分かれます。次のフローチャートで確認してください。



納める方法は？

■特別徴収

年金が年額18万円以上の方は、年6回の年金定期支払いのとき、その受給額から天引きされます（高齢福祉年金、恩給は対象になりません）。ただし、次のような場合は、特別徴収に切り替わるまで一時的に普通徴収（納付書などで納める方法）で納めます。

■年度の途中で65歳（第1号被保険者）になったとき

■年度の途中で他市町村から転入したとき

■収入申告のやり直しなどで、所得段階の区分が変更になったとき

■年度の途中で年金の受給が始まったとき

※なお、年金を担保に貸し付けを利用されている方は、普通徴収となります。

■普通徴収

年金が年額18万円未満の方は、納付書や口座振替で納めます。口座振替にするなど、納める手間がかからず、納め忘れもなくなります。希望する方は、金融機関で手続きをください。また、納期限前であれば、コンビニでも納付できます。

減免はあるの？

〆でも納付できます。

平成23年3月11日時点で旧警戒区域・旧緊急時避難準備区域に住居登録があった方で、第1号被保険者を対象に保険料を全額減免していましたが、令和5年度から順次見直しを実施されます。

令和5年度は、保険料の半額が引き続き減免され、令和6年度からは、保険料の減免措置が終了します。

※合計所得金額が63.3万円を超える方は減免されません。

保険料を納めないとい...

■1年以上滞納すると介護サービス費用をいっ

介護保険サービス利用者負担割合の確認を

7月中に新しい介護保険負担割合証（水色）を送付します。

要介護（要支援）認定者、介護予防・日常生活支援総合事業に該当される方は必ず内容をご確認ください。



たん全額自己負担することになります。申請により保険給付分の9割（一定の所得のある方は8割または7割）が払い戻されます。

■1年6カ月以上滞納すると介護保険給付の一部あるいは全額を、一時的に差し止められます。

■2年以上滞納すると介護保険利用者負担が1割から3割（一定の所得のある方は4割）に引き上げられ、介護保険高額介護サービス費が受けられなくなります。

●お問い合わせ
保健福祉部 高齢福祉課
☎82-1115